



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年4月23日（金） 第9895号

目次

	ページ
告 示	
○保安林予定森林（森林保全課）	2
○同	2
○道路の供用開始（道路管理課）	3
公 告	
○道路の指定（建築課）	3
○道路位置の指定（同）	3
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	4
○政治団体の異動事項	4
○政治団体の解散届出	7
○資金管理団体の名称等	7
○資金管理団体の異動事項	8
○資金管理団体の指定の取消し等	8
人事委員会公告	
○令和3年度群馬県職員採用I類試験（大学卒業程度）等の実施	8
労働委員会告示	
○あっせん員候補者	11
落 札	
○落札者等の決定（病院局総務課）	12
正 誤	
○平成14年11月15日群馬県選挙管理委員会告示第69号（選挙管理委員会）	12
○令和元年5月24日群馬県選挙管理委員会告示第3号（同）	12
○令和2年4月17日群馬県選挙管理委員会告示第21号（同）	12
○令和3年3月31日群馬県病院管理規程第5号（病院局総務課）	13

■ 告 示

◎群馬県告示第152号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和3年4月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 多野郡上野村大字乙父字乙父沢甲2049、乙2049、2049の4から2049の6まで、2050の1、2050の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第153号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和3年4月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡甘楽町大字白倉字白山3269の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び甘楽町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	寺尾藤岡線	藤岡市篠塚字上川原727番の1地先から同市同字西原647番の3地先まで	令和3年4月26日

■ 公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和3年4月23日

群馬県知事 山本 一太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	邑楽郡板倉町大字板倉字中耕地1760-2、1760-3、字雲間2005-4、2005-5、2006-2、2006-3、2007-3の一部	延長 74.00 幅員 4.50	群馬県指令太土第30255-1号 令和3年3月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年4月23日

群馬県知事 山本 一太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字下野田字愛倉720-4	延長 35.00 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-31号 令和3年3月17日

2	同	北群馬郡吉岡町大字大久保3477-14、3724の一部	延長 幅員	87.00 6.00	群馬県指令前土第304-32号 令和3年3月17日
3	同	北群馬郡吉岡町大字北下字畑中241-1、240-2、241-1先	延長 幅員	55.57 6.00 ~6.97	群馬県指令前土第304-33号 令和3年3月26日
4	同	北群馬郡吉岡町大字北下字畑中241-9	延長 幅員	35.00 5.00	群馬県指令前土第304-34号 令和3年3月26日
5	同	北群馬郡吉岡町大字漆原字上新田36-20、36-24、36-25、36-26、36-27、36-30、36-31、36-32	延長 幅員	50.22 6.00	群馬県指令前土第304-35号 令和3年3月30日

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年4月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
大泉の明るい未来を創る会	安澤美佳	安澤美佳	邑楽郡大泉町東小泉1-18-20
	令和3年3月29日		
政治結社風雲塾	小野昌利	小野早苗	沼田市白沢町高平74-12
	令和3年3月16日		
山口すすむ後援会「山口プロジェクト」	山口将	飛田真一	邑楽郡大泉町吉田3265
	令和3年3月22日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和3年4月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県前橋市第十一支部	会計責任者の氏名	安本裕幸	吉野貴幸	令和3年3月8日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
伊勢崎佐波医師会医政会	会計責任者の氏名	五十嵐清人	鶴谷英樹	令和2年6月26日
大木光後援会	主たる事務所の所在地	伊勢崎市上諏訪町1232-15	伊勢崎市上諏訪町1442-4	令和3年3月28日
金子渡政治経済研究会	会計責任者の氏名	久本武士	山田進	令和3年3月1日
狩野浩志後援会	会計責任者の氏名	安本裕幸	内田康雄	令和3年3月8日
狩野浩志政治経済研究会	会計責任者の氏名	安本裕幸	内田康雄	令和3年3月8日
群馬県看護連盟	会計責任者の氏名	松井早苗	市川美代子	令和2年7月3日
群馬県たばこ販売支部	代表者の氏名	茂木英重	川嶋忠男	令和2年5月22日
高志会	会計責任者の氏名	松本由美子	松本源治	令和2年7月1日
幸福実現党太田後援会	会計責任者の氏名	藤原佑太	森川貢次	令和2年7月26日
幸福実現党群馬県本部	代表者の氏名	蓮沼純	森田貴行	令和3年3月27日
幸福実現党高崎後援会	会計責任者の氏名	森川貢次	高木義彰	令和3年2月1日
幸福実現党前橋後援会	会計責任者の氏名	高木義彰	藤原佑太	令和3年3月27日
国際勝共連合群馬県本部	代表者の氏名	新井英志	江田保則	令和3年3月25日
	会計責任者の氏名	新井英志	江田保則	令和3年3月25日

実行力！有志の会	代表者の氏名	蓼沼勝徳	今泉勇二	令和3年 3月28日
	会計責任者の氏名	金丸佳弘	蓼沼勝徳	令和3年 3月28日
しばさき徳一郎後援会	代表者の氏名	井田保之	飯野勝雄	令和3年 1月1日
	会計責任者の氏名	田中賢司	三木達夫	令和3年 1月1日
スパイ防止法制定促進群馬県民会議	代表者の氏名	新井英志	江田保則	令和3年 3月25日
	会計責任者の氏名	新井英志	江田保則	令和3年 3月25日
たていずみちよみ後援会	主たる事務所の所在地	高崎市吉井町長根2207-3	高崎市吉井町長根2207-4	令和3年 2月23日
	代表者の氏名	菅澄子	片山袈裟美	令和3年 2月23日
東毛地区老人福祉介護政治連盟	会計責任者の氏名	赤坂高志	竹内敏幸	令和3年 3月15日
都丸裕史後援会	会計責任者の氏名	皆川政信	榊寿也	令和3年 3月26日
富岡市甘楽郡医師連盟	代表者の氏名	武田滋利	大竹雄二	令和2年 6月24日
日本青年社群馬県本部	代表者の氏名	吉野公久	茂木明	令和2年 12月1日
星河明彦後援会	会計責任者の氏名	篠原和人	篠原好雄	令和3年 3月7日
堀越啓仁後援会	主たる事務所の所在地	佐波郡玉村町角淵2035	伊勢崎市宮子町3410-3	令和3年 2月17日
	会計責任者の氏名	堀越裕子	堀越教之	令和3年 2月17日
前橋市医師連盟	代表者の氏名	須田浩充	田中義	令和2年 6月30日
松浦武志後援会	会計責任者の氏名	高田裕介	後藤好直	令和3年 3月26日
宮田芳典後援会	代表者の氏名	篠崎孝雄	村田光弘	令和2年 10月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年4月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
浅野まさみ後援会	植木好治	令和3年3月24日
えりかわ仁志後援会	荒木敏一	令和2年12月31日
久保田務後援会	小島明	令和3年3月17日
熊川次男政経懇話会	熊川次男	令和3年2月15日
熊川次男を励ます会	熊川貴博	令和3年2月25日
元気な富岡	飯塚茂雄	令和3年2月28日
鯉沼英治後援会	鯉沼英治	令和2年12月31日
坂庭直治後援会	栗原勇次	令和3年3月23日
さつき会	関口要	令和3年2月25日
青年同志会	小曾根文夫	令和3年2月25日
遠山またい後援会	遠山真大	令和3年3月20日
本間恵治後援会	本間建次	令和2年12月31日
山本たかお後援会	本多隆重	令和2年12月31日
よしみ会	中西周子	令和3年2月25日

◎群馬県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年4月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
大澤智之	前橋市議会議員	大沢ともゆき後援会	前橋市下細井町610-9	令和3年3月29日

◎群馬県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和3年4月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
堀越啓仁	堀越啓仁後援会	主たる事務所の所在地	佐波郡玉村町角淵2035	伊勢崎市宮子町3410-3	令和3年2月17日

◎群馬県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年4月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
熊川次男	熊川次男政経懇話会	令和3年2月15日
鯉沼英治	鯉沼英治後援会	令和2年12月31日
遠山眞大	遠山またい後援会	令和3年3月20日

■ 人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和3年度群馬県職員採用I類試験（大学卒業程度）及びII類試験（短期大学卒業程度）を次のとおり行います。

令和3年4月23日

群馬県人事委員会委員長 森田均

1 試験区分及び採用予定人員

- (1) I類試験 行政事務（65名程度）、森林（6名程度）、農業（8名程度）、水産（1名程度）、化学（3

名程度)、設備(4名程度)、建築(3名程度)及び総合土木(16名程度)

(2) II類試験 警察事務(5名程度)及び学校事務(7名程度)

2 職務内容

(1) I類試験 行政事務は、知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。行政事務以外の試験区分の職種は、知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識をいかした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。

(2) II類試験 警察事務は、警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。学校事務は、県立学校又は市町村立の小・中・特別支援学校等に勤務し、学校事務(学校図書館事務を含む。)に従事します。

3 受験資格

(1) 年齢等

ア I類試験は、次のいずれかの条件を満たす人

(ア) 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

(イ) 平成12年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人

a 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和4年3月31日までに卒業する見込みの人

b 群馬県人事委員会がaに掲げる人と同等の資格があると認める人

イ II類試験は、平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするものを除く。)

4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 令和3年6月20日(日)

群馬県庁(前橋市大手町一丁目1番1号)

群馬県立前橋高等学校(前橋市下沖町321番地の1)

群馬県立前橋女子高等学校(前橋市紅雲町二丁目19番1号)

群馬県総合交通センター(前橋市元総社町80番地の4)

(2) 第2次試験

ア I類試験 令和3年7月中旬から下旬までの間に群馬県庁で実施の予定(第1次試験の合格通知書で通知します。)

イ II類試験 令和3年7月中旬から下旬までの間に群馬県庁で実施の予定(第1次試験の合格通知書で通知します。)

(3) 第3次試験 I類試験のみ実施。令和3年8月中旬に群馬県庁で実施の予定(第2次試験の合格通知書で通知します。)

5 試験種目

(1) 第1次試験

- ア 教養試験（択一式）
- イ 専門試験（択一式。Ⅱ類試験では、実施しません。）

(2) 第2次試験

- ア I類試験
 - (ア) 人物試験
 - (イ) 論文試験（論文試験の採点は、第3次試験で行います。）
- イ II類試験
 - (ア) 人物試験
 - (イ) 論文試験

(3) 第3次試験（I類試験のみ行います。）

人物試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 申込手続

原則、インターネットにより申し込んでください。

職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

インターネットによる申込みが困難な場合には、令和3年5月13日（木）までに群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

(2) 受付期間

- ア 令和3年5月6日（木）から同月21日（金）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。
- イ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。
- ウ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(3) 受験票の送付

ぐんま電子申請受付システムにより令和3年6月4日（金）頃受験票を発行します。令和3年6月11日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。
- (3) 採用は、令和4年4月1日（金）の予定です。

8 給与（行政職給料表の適用者の場合）

- (1) I類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、大学卒業者にあつては、187,200円です。
なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。
- (2) II類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、大学卒業者にあつては183,900円、短期大学卒業者にあつては167,400円です。
なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他 申込後は、試験区分の変更はできません。また、同一日に第1次試験を実施する他の試験区分・選考考査との重複申込みはできません。

また、令和3年6月4日（金）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷・記入の上、第1次試験当日に持参してください。

なお、試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

■ 労働委員会告示

◎群馬県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公示する。

令和3年4月23日

群馬県労働委員会会長 清水 敏

氏名	現職及び略歴	委嘱年月日
清水 敏	公益委員（会長） 早稲田大学名誉教授	平成21年3月26日
新井 博	公益委員（会長代理） 弁護士	平成21年3月26日
小暮 俊子	公益委員 弁護士	平成21年3月26日
大河原眞美	公益委員 高崎経済大学名誉教授	平成23年3月30日
小磯 正康	公益委員 弁護士	平成27年4月2日
山岸 稔	労働者委員 SUBARU労働組合執行委員長	平成28年4月15日
高草木 悟	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会事務局長	平成28年4月15日
佐藤 英夫	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会会長	令和元年11月28日
山村 康郎	労働者委員 JAM北関東群馬県連絡会会長	令和元年11月28日
石川 博之	労働者委員 UAゼンセン群馬県支部支部長	令和3年4月8日
町田 久	使用者委員 株式会社渋川製作所代表取締役社長	平成10年11月10日
八木 議廣	使用者委員 八木工業株式会社代表取締役社長	平成26年9月25日
岡部 洋行	使用者委員 富士精螺株式会社代表取締役社長	平成29年4月4日
五十嵐亮二	使用者委員 一般社団法人群馬県経営者協会常務理事	平成31年4月2日
菊地 良之	使用者委員 三立応用化工株式会社専務取締役	令和3年4月8日
佐藤 武夫	労働委員会事務局長	令和3年4月8日
平野 真一	労働委員会事務局管理課長	平成28年4月15日
砂山 和明	労働委員会事務局管理課次長（総務調整・DX推進係長）	令和3年4月8日

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和3年4月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油（JIS1種1号） 726,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局総務課財務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年3月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ヨコタ絆ネットセンター深谷 埼玉県深谷市瀬山787
- 5 落札金額 62,80円（1リットル当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年2月12日
- 8 契約方法 単価契約

■ 正誤

○選挙管理委員会告示正誤

平成14年11月15日群馬県選挙管理委員会告示第69号（政治団体の名称等）

発行番号	ページ	行	誤	正
第8037号	7	7	高草木芳隆	高草木芳隆

○選挙管理委員会告示正誤

令和元年5月24日群馬県選挙管理委員会告示第3号（政治団体の異動事項）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9700号	9	25	宮崎恵子	宮崎恵子

○選挙管理委員会告示正誤

令和2年4月17日群馬県選挙管理委員会告示第21号（政治団体の異動事項）

発行番号	ページ	行	誤	正
------	-----	---	---	---

第9792号	8	20	黒崎浩平	黒崎浩平
--------	---	----	------	------

○病院管理規程正誤

令和3年3月31日群馬県病院管理規程第5号(群馬県病院局公文書管理規程)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第12号	50	上欄	4	群馬県病院管理規程第五号	群馬県病院管理規程第十号

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111